

事 務 連 絡
令和2年(2020年)11月12日

各老人福祉施設・介護保険事業所管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課 施設 班 長
介護保険班長

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の最終申請見込額調査及び慰労金の確実な給付について

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、現在、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）費補助金の交付申請を受け付けているところですが、当該補助事業の予算について、最終申請見込額を把握する必要があるため、下記により、調査を実施することとしました。

つきましては、既に申請済みの事業者（既に実績報告書を提出された事業者で、県から額の確定通知書を受領した事業者を除く。）及び今後申請予定の事業者におかれましては、最終申請見込額について、別紙調査票により御提出いただきますようお願いいたします。

なお、この調査で最終見込額の提出をされなかった場合、補助金の交付ができなくなることもありますので、漏れなく提出されますようお願いいたします。

また、慰労金については、本来、従業者個人に給付されるものですが、迅速に給付するため、事業者における取りまとめによる一括申請をお願いしているところです。

つきましては、慰労金の趣旨を御理解いただき、受給対象となる従業者について漏れなく申請していただき、慰労金が確実に給付されるよう、御協力をお願いいたします。

記

1 提出期限

令和2年12月18日（金）17時まで

2 提出先

山口県長寿社会課介護保険班あてにメールにて御提出ください。

メールアドレス：kaigohoken@pref.yamaguchi.lg.jp

※やむを得ずメールで提出することができない事業者は以下の方法で御提出ください。

F A X：083-922-3022

郵 送：〒753-8501 山口市滝町1-1

3 調査票の作成方法

調査票については、各事業所の最終申請見込額を法人で取りまとめの上、法人単位での御提出をお願いします。

4 留意点

- 本調査で最終申請見込額の提出をされない場合、補助金の交付ができなくなる可能性もありますので、見込額の算出が困難な場合は、補助上限額で御提出いただいて差し支えありません。
- 調査票については、国民健康保険団体連合会を通じて申請する介護保険事業所と県に直接申請する老人福祉施設等を分けて作成する必要はありません。

山口県健康福祉部
長寿社会課介護保険班
担当：山根
TEL:083-933-2774
FAX:083-922-3022